

平成28年度独立行政法人福祉医療機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、事務・事業の特性を踏まえ、P D C A サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成28年度独立行政法人福祉医療機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 機構における平成27年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は57件、契約金額は15.0億円である。また、競争性のある契約は51件（89.5%）、12.7億円（84.8%）、競争性のない契約は6件（10.5%）、2.3億円（15.2%）となっている。

平成26年度と比較して、競争性のない随意契約の割合が件数・金額ともに減少している（件数は14.3%の減、金額は41.0%の減）が、主な要因は2年毎に更新を行う事務所賃貸借契約であり、平成27年度が更新時期ではなかったことによるものである。

競争性のない随意契約については、その全件を調達等合理化推進委員会（経理担当理事及び管理部門の幹部職員を構成委員とし、第三者による監視強化の観点から、監事及び監査室長をオブザーバーとする審査機関（平成27年7月16日までは契約審査会））において、会計規程等における「随意契約によることができる事由」に該当している明確な理由の事前点検を行い、公正性、透明性を確保した。平成27年度は同委員会で8件（27年度契約 5件、28年度契約 3件）の事前点検を行った。なお、表1の27年度契約実績6件には、26年度に事前点検を受けた1件が含まれている。

競争性のある契約については、企画競争・公募は、件数が減少したものの金額は増加（件数は66.7%の減、金額は244.4%の増）し、競争入札等は、件数・金額とともに減少（件数は3.8%の減、金額は52.5%の減）した。

表1 平成27年度の調達全体像

(単位：件、億円)

	平成26年度		平成27年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(83.9%) 52	(86.9%) 26.0	(87.7%) 50	(82.6%) 12.4	(△3.8%) △ 2	(△52.5%) △ 13.7
企画競争・公募	(4.8%) 3	(0.3%) 0.1	(1.8%) 1	(2.2%) 0.3	(△66.7%) △ 2	(244.4%) 0.2
競争性のある契約(小計)	(88.7%) 55	(87.2%) 26.1	(89.5%) 51	(84.8%) 12.7	(△7.3%) △ 4	(△51.4%) △ 13.4
競争性のない随意契約	(11.3%) 7	(12.8%) 3.9	(10.5%) 6	(15.2%) 2.3	(△14.3%) △ 1	(△41.0%) △ 1.6
合計	(100.0%) 62	(100.0%) 30.0	(100.0%) 57	(100.0%) 15.0	(△8.1%) △ 5	(△50.0%) △ 15.0

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、平成27年度の対26年度伸率である。

(2) 機構における平成27年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、契約件数は12件(23.5%)、契約金額は9.2億円(72.3%)である。

前年度と比較して、一者応札・応募による契約の割合が件数・金額ともに減少(件数は7.7%の減、金額は59.9%の減)した。主な要因としては、一者応札となる案件が多く改善策として複数年契約(5年間)としている機構業務の基幹システムにかかる運用保守等業務(6契約)のうち、契約期間満了に伴い再調達の時期を迎えた契約が平成26年度の2契約に対し、平成27年度は1契約であったことによるものである。

表2 平成27年度の一者応札・応募状況

(単位：件、億円)

		平成26年度	平成27年度	比較増△減
2者以上	件数	42 (76.4%)	39 (76.5%)	△ 3 (△7.1%)
	金額	3.2 (12.2%)	3.5 (27.7%)	0.3 (10.1%)
1者以下	件数	13 (23.6%)	12 (23.5%)	△ 1 (△7.7%)
	金額	22.9 (87.8%)	9.2 (72.3%)	△ 13.7 (△59.9%)
合計	件数	55 (100.0%)	51 (100.0%)	△ 4 (△7.3%)
	金額	26.1 (100.0%)	12.7 (100.0%)	△ 13.4 (△51.4%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、平成27年度の対26年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、平成28年度においては、以下の項目について重点的に調達等の合理化に取り組むこととする。

(1) 競争性のない随意契約に対する取組

平成28年度においても、引き続き競争性のない随意契約によらざるを得ない案件及び新たに随意契約を締結することとなる案件について、会計規程等における「隨

意契約によることができる事由」に該当している明確な理由の確認を徹底し、また、調達等合理化推進委員会で点検を行うことで、公正性、透明性を確保する。

【対象案件全件について調達等合理化推進委員会で事前点検を行う】

(2) 一者応札・応募に対する取組

一者応札・応募の解消については、平成21年7月に「1者応札・1者応募に係る改善方策について」を策定し、応札条件や仕様内容、公告期間の見直し等を行い、競争性の一層の確保に取り組んできたところである。

これらの改善方策は、平成28年度においても引き続き取り組む。

- ① より多くの事業者が準備期間を十分に確保できるよう当年度に調達を予定する案件を機構ホームページで公表することとし、毎月、情報更新を行うとともに、情報提供の早期化に努める。

【発注予定表のホームページ掲載情報の毎月更新】

- ② 入札説明書は受領したものの入札への参加を辞退した事業者に対し、メールもしくは電話でのアンケート調査を引き続き実施し整理のうえ、改善の検討に努めながら機構内の関係各部署に情報提供し共有化を図る。

【一者応札・応募となった入札全件について機構内の各部署へ結果を周知する】

(3) 総合評価落札方式の効果的な活用

技術的要素の評価を行うことが重要である情報システム関連など、価格のみならず品質の確保が求められるものについては、可能な限り総合評価落札方式を採用することとし、当該方式の適用が有意義である調達についての検討会等を、機構内の関係部署を交えて開催する。

なお、当該方式による場合は、調達等合理化推進委員会において、当該方式の採用の理由、技術的要件及び評価の基準等について事前点検を行うこととする。

【半期に1回以上、検討会等を開催する】

(4) 障害者優先調達推進法への取組等

「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」に基づいた調達を行うほか、官公需法に基づく中小企業の受注機会への配慮、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」等に基づいた調達を引き続き行う。

【障害者就労施設等からの調達実績を前年度以上とする】

3. 調達に関するガバナンスの徹底

(1) 隨意契約に関する内部統制

新たな競争性のない随意契約を締結することとなる案件については、調達等合理化推進委員会に諮り、会計規程等における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を行うこととする。

【対象案件全件について調達等合理化推進委員会で事前点検を行う】

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

適正な調達事務に資するため、調達に関わる職員を対象とした研修を実施し人材の育成に努め、不祥事の発生の未然防止に取り組む。また、必要に応じて調達手続きに関する内部マニュアルの改正等を進める。

なお、不祥事が発生した場合は、独立行政法人福祉医療機構事務リスク等管理規程に基づき、機構内に設置されたガバナンス委員会に報告のうえ、是正措置及び再発防止のための必要な対策を講じる。

【調達担当職員を対象とした研修を年1回以上実施する】

なお、機構の調達については、会計規程等により発注・契約権限がある者は規定されており、また、検収については納品を受けた際に調達要求をした各部署行なうえで、支払いの際に契約担当部署が検収手続きの点検を行っており、引き続きこの徹底に努める。

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、経理部担当理事を委員長とする調達等合理化推進委員会により調達等合理化に取り組むものとする。

委員長 経理部担当理事

メンバー 総務部長、企画管理部長、経理部長

総務部情報システム室長

（2）契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会においては、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準（新規の競争性のない随意契約、2か年度連続の一者応札・応募案件など）に該当する個々の契約案件の事後点検を行う。審議概要については機構のホームページにて公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、機構のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。